平成２１年（フ）第２０８０９号
東京都足立区鹿浜４丁目19―14
債務者　赤坂　光浩
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５３９号
神奈川県座間市座間２丁目223番地の１　ソルテリアザマ203号
債務者　杉田　和彦
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第９５８号
東京都八王子市松が谷49番地２―302
債務者　浅野　輝夫
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１５８号
東京都台東区寿３丁目19番９―1001号コルテ浅草寿
債務者　荒川健太郎
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１８３号
東京都三鷹市上連雀９丁目27番７号、前住所東京都三鷹市新川１丁目３番２号
債務者　松尾　太一
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１８５号
東京都練馬区中村北１丁目13番９―302号
債務者　古川　徳治
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２１８号
東京都東久留米市浅間町１丁目１番34号コーポプリマ102号
債務者　西川　香織（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２６６号
東京都日野市日野本町３―12―３三田ビル302、住民票上の住所東京都八王子市川口町2715番地14
債務者　大谷　勝也
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２７９号
東京都八王子市横川町682番地１クラウンハウス108号
債務者　相川　恵美
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３００号
東京都町田市本町田2577番地公社住宅ホ16―108
債務者　佐藤　節子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３７７号
静岡市清水区西久保196番地の18
債務者　池添　貞代
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５９６号
静岡市清水区船越東町725番地の10　サンハイツ船越102号
債務者　長谷川志穂（旧姓深澤）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７４６号
静岡市葵区七番町３番地の32　コアパレス七番町201号
債務者　鈴木　聡志
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８４７号
静岡市駿河区丸子１丁目４番４―５号　日垣コーポ１Ａ号
債務者　直里　拓哉
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９７４号
東京都狛江市西野川４―６―１―304、住民票上の住所東京都東村山市萩山町５丁目１番地１ライオンズ久米川美彩の杜225
債務者　山田　　毅
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部